



ロータリーの未来は THE FUTURE OF ROTARY  
あなたの手の中に IS IN YOUR HANDS

.....国際ロータリー第2660地区 ■吹田江坂ロータリークラブ.....

# SUITA ESAKA ROTARY CLUB

## CLUB WEEKLY BULLETIN

創立年月日／1990.2.27 事務所／〒564-0063 吹田市江坂町1丁目23番101号(大同生命江坂ビル12F)  
TEL06(6821)0222 FAX06(6821)0206 E-mail:esaka-rc@lake.ocn.ne.jp

例会場／新大阪江坂 東急イン・3F 〒564-0051 吹田市豊津町9番6号 TEL06(6338)0109 例会日／毎週火曜日 12:30~13:30  
会長：渡辺忠雄 幹事：西本健二 会報委員長：速見憲

## 謹賀新年

2010年1月12日 第935回例会(第934号)

### ○○ 本日の例会 ○○

今週の歌 「君が代・奉仕の理想」

卓話 「早春閑話」

米谷正夫会員

前回〔12月22日〕例会記録

### 会長の時間

渡辺会長

皆様、こんにちは。

早いもので2009年、今年最後の例会となりました。先日、感謝の心育てる「ありがとう」という内容の話がありましたので紹介させて頂きます。

「ありがとう」なんと美しい言葉でしょう。この言葉には、言った人を美しく、言われた人を幸せにします。私たちは幼い日、いろいろな場面で必ず言うようにしつけられました。先日、あるスーパーのレジでお金を支払っていた母親が「ありがとう」と言って買った物を受け取っているのを見た小学1、2年生ぐらいの女の子が「どうして、ありがとうと言うの。買ってあげたんだから、お店の人だけ言えばいいのに」と言いました。その後、お母さんはどう話されたかは分かりませんが、お互いに「ありがとう」の言葉は人を温かくして、疲れまでも忘れさ

### 出席報告

榎谷委員長

【12月22日】

在籍会員 44名 (内出席規定適用免除者 9名)  
出席会員 37名 (内出席規定適用免除者 6名)  
ホームクラブ出席率 90.24%

12月1日のMUを含む出席率 95.00%

### ○○ 次回例会のお知らせ(1月19日)○○

卓話 「私の職業」

～会員交流のためのスピーチ～

長島、成松、西上、西本、西村 各会員

せてくれるでしょう。意味が理解できないような幼い時から「ありがとう」と言う言葉はしっかり教えてほしいです。人は、見えない多くの人から助けられ生きているのだから。「ありがとう」は不思議な言葉。感謝する素直な心を育て、お互いの絆を強めてくれるでしょう。と言う話でした。

会員の皆様、今年は大変お世話になりました。有り難うございました。

### 幹事報告

西本幹事

2010年1月のロータリーレートは、1ドル=90円。12月29日(火)、1月5日(火)は、休会です。次回例会および1月度理事会は、1月12日(火)です。2009~2010年度GSEチーム(テキサス州オースチン)受け入れ第2回担当者会議の案内

日時：1月15日(金) 18:00~

場所：ホテル阪急エキスポパーク

本館3階「緑樹」の間

議題：1月9日の地区実行委員会の報告並びにプログラムの調整

今後の取り組み方について

金馬奉仕活動委員長よろしくお願いします。

ロータリーとは、他人に対する思いやりと、他人のためにつくすことである。

言行はこれに照らしてから

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

## ニコニコ箱

赤尾会員 お祝のアレンジフラワー有り難うございました。

榎谷会員 今日で今年の例会も最後で、今後はインフルエンザにも負けず出席率をあげて下さい。

原会員 早退、欠席と続きました。すみません。

柏本会員 明日から冬休みです。

北村(雅)会員 入会して3ヶ月経ちました。来年もどうぞよろしく！

木元会員 今年1年間お世話になりました。来年も宜しく。

北山会員 本日の卓話よろしく。

杉本会員 お世話になりました。来年もよろしくお願いします。

八橋会員 1年間ありがとうございました。

本日分 38,000円

累計 693,000円

## 卓話

「裁判所は変わったのか？」

北山陽一会員

1. 最も変わったと思えるのは、裁判員制度を設けたことでしょう。以前の裁判官は、一般の人の意見など、単なる雑音としか思っていなかったのですから、裁判員制度の導入は、最も大きな変化であると思います。

2. 次に大きな変化は、サラ金のグレーゾーンに対して返還を認める最高裁の判決です。長い間、利息制限法の利息を超えて、貸金業法の範囲を超えない場合は、返還を認められないとしていたのですから、大きな変化です。

特に、この件で感じるのは、裁判所というのは、保守的であり、特に地裁・高裁・最高裁と上に行くほど、保守的になるというのが常識であったのが、最高裁がどんどん社会的变化を促すような判決を出したしたこと自体が大きな変化です。

昔は、社会の大きな変化を伴うような法律解釈をすることは、「それは立法論だ。」といって避けてきたのが、サラ金の金利について社会を変えるような法的解釈をしたのです。その結果、地下鉄から、テレビまで、過払い利息の返還の広告が溢れることになったのは、皆さんご承知通りです。

3. また、私の専門分野では、保険の举証責任に関する最高裁の判決、火災保険や車両保険について、

契約者が偶然の事故であるということを主張立証するのではなく、保険会社が偶然の事故でないことを主張立証しなければいけないという判例が出され、一時この点についての裁判が非常に増え、私が毎年行っている損害協会の講演でも、毎年このテーマを取り上げざるを得ないという事態になりました。

4. それでは、どうして従来裁判所の中でも最も保守的であると言われていた最高裁でこのようなドラスチックな変化が起きるのでしょうか？それは、最高裁の判決を実際に書いているのは、調査官という若手のエリート裁判官で、そのエリート裁判官の考え方方が変化して来たからです。

従来、行政事件では、住民側が行政に勝つということは非常に難しかったのです。それが、一時東京地裁の行政部の裁判長をしていた私と同期の裁判官が立て続けに、行政を負けさせました。従来ならそのような判決に対して、エリートコースから外れた、変な裁判官と異端視されるのが、当時の日経新聞の特集で、エリート裁判官が社会を変革しようとしていると積極的に評価されたのです。その当時から、裁判官の考え方方は変わって來たと思います。

5. このような流れの中で、社会を揺るがせるような最高裁の判決がかなり出されるということになってきていると思います。しかし、法律を実質的に変更するような判決が出されることは、本当にいいことなのでしょうか？私は、サラ金の顧問はしておりませんが、法的安定性を余りにも害することになるのではないかと心配している反面、私達が学生時代にならったアメリカの最高裁の立場に近づいて、司法も面白くなつて來たと思います。

皆さんも、少し最高裁の判決の動向に気を付けて頂き、最高裁の裁判官の国民審査に積極的に参加して見て下さい。

~~~~~  
水谷会員の卓話「私の職業」は紙面の都合により、次回に掲載させて頂きます。